

地球温暖化対策推進事業費補助金
(二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業) 採択審査基準

平成 29 年 4 月

1. はじめに

「地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業）公募要領」の「3. 補助金の交付方法等について」における採択審査基準の概要は以下のとおりとする。

2. 審査基準の概要

REDD+プロジェクト補助事業の補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、下記基礎審査のすべての審査項目を満たしている申請者に対して、必要に応じてヒアリング審査を実施します。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、以下の審査項目を満たしていることを確認します。そのうえで、すべての審査項目を満たしている提案については、B の評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

- ① 申請者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
 - ・補助事業者に関して、交付要綱第 4 条第 2 項に示す「補助金の交付を申請できる者」及び実施要領 2（3）に記載された要件を満たしているか

- ② 提案内容が、交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
 - ・提案内容が、交付要綱第 2 条の交付の目的及び実施要領 2（2）に記載された要件を満たしているか。

- ③ 二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を通じて、確実な GHG の吸収及び排出回避が期待できるか
 - ・GHG の吸収及び排出回避ができる活動・技術・ノウハウであるか
 - ・事業における活動を通じて GHG の吸収及び排出回避につながることを定量的に確認できるか
 - ・プロジェクト実施地域において実施される REDD+活動が、JCM 以外の市場メカニズムを活用した制度の下でプロジェクト登録やクレジット発行がなされないことがないか（二重登録、二重発行の防止）

- ④ 補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与するか
 - ・森林生態系の持つ生物多様性の保全や現地住民への配慮などの対応が十分に行われるか
 - ・パートナー国の意向に即した持続可能な開発に寄与するか
- ⑤ 補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか
 - ・人件費、旅費等の根拠が明確であり、工数・渡航回数等も適切であるか

B. 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価を踏まえて採点を行います。

なお、JCMに関する二国間文書に署名している国及び署名することに決定がなされた国を優先とします。(平成29年4月17日現在)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

<プロジェクト実施体制の確実性> (35点)

(A) 申請者の経営健全性及び代表事業者としての事業実施能力 (5点)

(B) 事業計画(事業スケジュール、実施サイトの決定、許認可取得の確実性を含む)の実現可能性、資金調達の確実性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているかを含む) (20点)

(C) 国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び資金負担についての意思決定の状況 (10点)

<プロジェクトによるGHGの吸収及び排出回避> (15点)

(D) GHGの吸収及び排出回避込量 (10点)

GHGの吸収及び排出回避込量の計算には、合理的な計算方法を利用すること。

(E) 方法論の考え方 (5点)

・適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、モニタリング実施方法と体制の適切さを評価する。

<REDD+プロジェクト補助事業の実施計画の妥当性> (50点)

(F) 提案事業者の経験 (30点)

提案事業者が過去にREDD+事業実施経験を持ち、代替生計手段の導入・普及や関係者の能力向上トレーニング等の具体的な成果を上げており、その経験を活かした事業実施計画

が策定されているか

(G) 活動による効果 (10 点)

- ・対象地域におけるこれまでの GHG 排出活動及びその原因を踏まえたうえで、事業における活動が実施されることにより、GHG の吸収及び排出回避に確実に結びつくか。
- ・森林の永続性を担保するための措置が十分に計画されているか

(H) 現地政府・地方自治体等における位置づけ(5 点)

- ・事業における活動内容が、現地政府・地方自治体・地域住民それぞれにおいて、JCM による REDD+事業であることが明確に認識されているか (JCM 事業としての登録及びクレジット発行を目指していくための事業であることが認識されているか)。また、その旨を定めた公的な計画等が策定されているか。

(I) 経費内訳 (5 点)

- ・効果的で効率性に優れた経費が計上されており、費用対効果が高い事業となっているか。

以 上